

令和8年度 日野町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当協議会管内の水田面積 1,581ha のうち、水稻面積が 1,208ha（内、新規需要米 69ha）、水稻以外の面積が 373ha となっている。水稻以外の面積の主な内訳は、麦が 111ha、麦後を中心に大豆が 17ha、高収益出荷用野菜は 10ha、飼料作物は 7ha であり、調整水田や保全管理等の水田が有効活用されていない面積が 209ha となっている。

主食用米は令和の米騒動の中需給が改善傾向である中、当地域では人口減少に伴い今後も需要が減少すると見込まれ、他の作物の作付けに転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

また、農家の高齢化に伴い、経営規模を縮小したり、離農したりする農家が増え、農家戸数の減少が見られ、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中、耕作放棄地を出さないよう、受け手となる担い手に農地を効率的に集約し水稻作付面積の維持を図ることが課題となっている。

そのほか、麦、大豆については、集落営農組織や担い手農家を中心に作付が行われ、その大部分がブロックローテーションによる団地化や土地利用集積により栽培されているが、近年、品質、収量の低下傾向にある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当協議会管内の水田は、粘土質土壌により畑作物の作付には適さない地区が多く見られる。また、中山間地域に指定されているところもあり、圃場条件が悪い地区や獣害により農業者の営農意欲を阻害している部分もある。その中でも麦・大豆が栽培出来る地区では団地化と低コスト生産を進めていき、一方で麦・大豆等が定着していない地域および土壌条件等が不良で調整水田や保全管理等の不作付地の地域については、新規需要米等主食用以外の米への転換を勧め需要に応じた生産量を確保し、安定した取組として推進を行う。

高収益作物（園芸作物等）では、直売所向けで少量多品目の生産・販売による農家手取りの向上、また加工業務用野菜の作付誘導を行い、面積拡大・所得向上を図る。

また、日野菜においては、近江日野産日野菜として G I 認証を受け、ブランドとしての充実と加工施設の効率稼働を図るため、水田及び畑地で 10ha 以上の作付を目指し推進を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

圃場の利用状況は、営農計画書及び現地確認において点検するが、水田の利用状況（作付体系）を点検しながら、畑作物の生産を継続する水田は畑地化支援を活用した畑地化を関係機関と連携し行っていく。

麦・大豆の不適地等においては、飼料用米等への転換を図るほか、農地耕作条件改善事業による農道舗装等維持管理の省力化、暗渠排水等による転作作物を始めとする農作物の品質向上を進めるとともに、担い手への農用地の集積・集約化と連動した収益力の強化を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米は、生産目標に沿った作付面積を確保するとともに、消費が一貫して減少する中で、これに伴う産地間競争の激化など厳しい環境下にあるが、需要と用途に応じた米の生産を進め、実需者が求めている米をしっかりと生産・供給できる安心・安全な米づくりに取り組む。

(2) 備蓄米

全国共計を基本とした取り組みを行うなかで、産地交付金を活用しつつ、安定的な生産・供給をすすめる。このため、麦、大豆、野菜の作付けが困難な地域において作付けを推進し、需要に応じた生産数量を確保する。

また、輪作体系の導入、団地化、土地利用集積を中心に国が示す低コスト化技術を推進する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

非主食用米の中で、今後大幅に需要が見込めるものは、飼料用米であり、主食用米の需要減少への対応や不作付地の解消にあたっては、飼料用米の取り組みを中心として、水稻作付面積を維持・拡大し、水田フル活用を推進していく。

このため、飼料用米の手取り増加をはかるため、①専用品種の導入、②単収の向上、③生産コストの低減（作業の効率化）、④耕畜連携などの取り組みをすすめる。また、飼料用米の供給先としては、運賃コストの削減等の観点から、地域内の実需者への供給を優先しつつ、JAグループの全国スキームを活用する。

イ 米粉用米

JAグループの全国スキームを活用した中で取り組む。

ウ 新市場開拓用米

実需者との契約に基づく計画的な生産を推進する。

エ WCS 用稲

地域内の畜産農家等との結び付きを優先しつつ、日野町飼料用稲推進協議会と連携したWCS用稲の生産に取り組む。

なお、専用品種の導入による単収の向上、団地化、土地利用集積を中心に国が示す低コスト化技術のほか、緑肥および堆肥等の地域有機物利用技術を推進する一方、地域におけるブロックローテーションの取り組み等に十分配慮した上で、近隣圃場への影響がないよう、適切な管理をすすめる。

オ 加工用米

全国共計を基本とした取り組みを行うなかで、産地交付金を活用しつつ、安定的な生産・供給をすすめる。このため、麦、大豆、野菜の作付けが困難な地域において作付けを推進し、需要に応じた生産数量を確保する。

また、輪作体系の導入、団地化、土地利用集積を中心に国が示す低コスト化技術を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆については、担い手による需要に応じた高品質麦・大豆生産を図るため、ブロックローテーションによる水稻・麦・大豆の2年3作体系の水田の高度利用を図る輪作体系を推進する。また、湿害を回避するための排水対策の実施、基本技術（土づくり、適期播種、適期防除、雑草対策等）の励行や担い手への集積、機械導入による省力化・機械化体系の構築、団地化の推進、大豆300A技術等新技術の普及を進める。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

(6) 地力増進作物

湿害・獣害等条件不利地が多い当管内では畑作物の生産拡大は困難であり水稻中心となるため、次年度の水稻生産において有機栽培への取り組みや、窒素肥料低減による低コスト栽培への取り組みを進める。また、戦略作物との組み合わせによる低コスト生産への取り組みを進める。

(7) 高収益作物

土壌的、地形的条件の下、水稻単作で推移してきた本町にあっては、直売所の機能向上と地産地消による販売網の拡充を図り、特産「日野菜」を始め、少量多品目生産の振興のため、露地、施設を含めた特産物生産に取り組み、産地づくりをすすめる。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,087		1,138		1,024	
備蓄米	0		0		0	
飼料用米	43		32		70	
米粉用米	1		0		5	
新市場開拓用米	2		1		2	
WCS用稲	33		28		40	
加工用米	19		7		60	
麦	135	2	11		150	
大豆	5	93	17	1	120	115
飼料作物	8		7		8	
・子実用とうもろこし	2		1		3	
そば	0		0		0	
なたね	0		0		0	
地力増進作物	1	8	0		3	
高収益作物	11		12		30	
・野菜	9	1	10	2	28	
・花き・花木	1		1		1	
・果樹	1		1		1	
・その他の高収益作物	0		0		0	
その他	0		0		0	
	0		0		0	
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値（令和8年度）
1	野菜・花卉・果樹 （基幹作）	野菜・花卉・果樹 助成（基幹作）	販売対象作付面積	7.5ha	13ha
			作付面積に対する 販売対象面積割合	46.8%	35.0%
2・3	日野菜 （基幹作・二毛作）	日野菜振興助成 （基幹作・二毛 作）	作付面積	1.5ha	6.0ha
4	加工用米・新市場 開拓用米（基幹作）	加工用米等促進 助成（基幹作）	生産面積	20.6ha	60.0ha
5	麦（基幹作）	麦生産振興助成 （基幹作）	平均単収	227kg/10a	300kg/10a
6	大豆（基幹作）	大豆二毛作助成	大豆作付面積	—	5.0ha
7	大豆（二毛作）	大豆二毛作助成	大豆作付面積	93.5ha	115.0ha
			麦後水田利用率	69.0%	75.0%
8	地力増進作物（ハリーベツ チ・レンゲ・コスモス・クローバー）	地力増進作物助成	作付面積	0ha	3.3ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

滋賀県

協議会名： 日野町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	野菜・花卉・果樹助成（基幹作）	1	5,000	別紙のとおり	圃場の排水対策・圃場条件の改善
2	日野菜振興助成（基幹作）	1	45,000	日野菜（基幹作）	GI認証を受け、圃場の排水対策・圃場条件の改善
3	日野菜振興助成（二毛作）	2	45,000	日野菜（二毛作）	GI認証を受け、圃場の排水対策・圃場条件の改善
4	加工用米等促進助成（基幹作）	1	4,000	加工用米・新市場開拓用米・飼料用米・WCS 用稲（基幹作）	肥料の低減化、農薬の低減化
5	麦生産振興助成（基幹作）	1	3,000	麦（基幹作）	生産性・品質向上技術要件を3つ以上取り組む
6	単作大豆助成	1	7,000	大豆（基幹作）	単作大豆の作付面積に応じて助成
7	大豆二毛作助成	2	7,000	大豆（二毛作）	麦跡大豆の作付面積に応じて助成
8	地力増進作物助成	1	3,000	地力増進作物 （ヘアリーベッチ・レンゲ・コスモス・ クローバー）	後作の作物生産において有機栽培または低コスト生産の 取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

活用方法(整理番号1の対象作物)

日野町農業再生協議会

[illegible]

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

日野町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
日野町農業再生協議会	15,662,000	15,662,000	
			15,662,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

15,662,000円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用 米	そば	なたね	地力 増進 作物	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物			
1	野菜・花卉・果樹助成（基幹作）	1	5,000											682	71	161			914	457,000	
2	日野菜振興助成（基幹作）	1	45,000											315					315	1,417,500	
3	日野菜振興助成（二毛作）	2	45,000											28					28	126,000	
4	加工用米等促進助成（基幹作）	1	4,000					3,232	2,890	724	142								6,988	2,795,200	
5	麦生産振興助成（基幹作）	1	3,000	11,182															11,182	3,354,600	
6	単作大豆助成	1	7,000		1,731														1,731	1,211,700	
7	大豆二毛作助成	2	7,000		9,000														9,000	6,300,000	
8	地力増進作物助成	1	3,000																0	0	
合計（基幹）※4			実面積	11,182						724	142			0	997	71	161		13,277	15,662,000	
合計（二毛作）※4			実面積		9,000									28					9,028		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計（基幹）の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計（二毛作）の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

（注）使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細（個票）」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ・追加配分等を受けた場合、整理番号1、2、3、4、5、6、7、8の取組計画面積の小さい順に単価調整を行う(千円単位)。ただし、次により追加額上限を設ける。整理番号1、2、3(追加額上限5,000円/10a)、整理番号4(追加額上限10,000円/10a)、整理番号5(追加額上限7,000/10a)、整理番号6、7(追加額上限3,000/10a)
- ・地力増進作物の作付に対する追加配分を受けた場合は、整理番号8に充当する。(追加額上限1,000円/10a)

<減額調整の際の調整方法>
下記5のとおり

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ・整理番号1、2、3、4、5、6、7の取組において単価調整(千円単位)を行う。
- ・減額調整方法については、整理番号2 → 3 → 6 → 7 → 1 → 4 → 5の順に単価千円を基準に単価調整を行う。但し、次により下限金額を設ける。
- ・整理番号2(減額下限額37,000円/10a)、3(減額下限額37,000円/10a)、整理番号6(減額下限額6,000円/10a)、整理番号7(減額下限額6,000円/10a)、整理番号1(減額下限額3,000円/10a)、整理番号4(減額下限額2,500円/10a)、整理番号5(減額下限額2,000円/10a)

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜・花き・花木・果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	1
使途名	野菜・花卉・果樹助成(基幹作)					
対象作物	○別紙の活用方法(整理番号1の対象作物)に定める対象作物 (いずれも基幹作物)					
単 価	5,000円/10a (追加配分に応じて追加額5,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	野菜、花き、果樹等の特産物振興には、土壌的、地形的条件により制限された水田を多く抱えているが、生産販売状況は、作付面積に対し、販売対象面積が20%以下と低い取組実績である。一方、販路については、直売所の機能向上等により、地産地消による販売網の拡充が図られてきており、少量多品目生産の振興のため、露地、施設を含めた特産物生産に取り組み、産地づくりを進める。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	販売対象 作付面積	目標	15.0ha	9.0ha	10.0ha	13.0ha
		実績	7.9ha	11.8ha	7.5ha	—
	作付面積に対する 販売対象面積割合	目標	30.0%	30.0%	33.0%	35.0%
		実績	29.2%	42.10%	46.80%	—
内 容	○野菜、花卉、果樹等の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者:水田で野菜、花卉、果樹等を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件:野菜、花卉、果樹等の作付けを行うこと。ほ場の排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠、高畦栽培、心土破碎のいずれか)に取り組むこと。果樹等の永年性作物は、令和5年以降の新植で、植栽から3年以内の作物を対象とする。					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・肥培管理、未収穫期間の確認は、当該作物の栽培管理期間中に現地確認を行う。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類により確認。					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書等により交付対象面積を集計 ・販売対象面積の割合＝野菜等販売面積/営農計画書記載の野菜等作付面積より算出する。					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	2
使途名	日野菜振興助成(基幹作)					
対象作物	日野菜(基幹作)					
単 価	45,000円/10a (追加配分に応じて追加額5,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	新たな日野菜加工施設が平成30年5月から稼働しているが、加工製品の販売額を向上させることが取組目標であることから、生産面では水田で6ha以上(基幹作+二毛作)の作付面積を確保する必要がある。 また、令和4年10月に地理的表示(GI)保護制度の認証を受けた伝統野菜「近江日野産日野菜」が産地のブランドとして、作付面積(基幹作)の拡大を図り、日野の宝として定着を図る必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	日野菜作付面積 (基幹作・二毛作)	目標	6.5ha	3.0ha	4.0ha	6.0ha
		実績	2.4ha	2.4ha	1.5ha	—
内 容	日野菜(基幹作)の生産面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者:出荷販売を目的として日野菜の作付けを行う販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件:水田で日野菜の作付けを行うこと。GI認証を受けた日野菜で、ほ場の排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠、高畦栽培、心土破碎のいずれか)に取り組むこと。					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書等により交付対象面積を集計。					
備考	支援年限 令和8年度 必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	3
使途名	日野菜振興助成(二毛作)					
対象作物	日野菜(二毛作)					
単 価	45,000円/10a (追加配分に応じて追加額5,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	新たな日野菜加工施設が平成30年5月から稼働しているが、加工製品の販売額を向上させることが取組目標であることから、生産面では水田で6ha以上(基幹作+二毛作)の作付面積を確保する必要がある。 また、令和4年10月に地理的表示(GI)保護制度の認証を受けた伝統野菜「近江日野産日野菜」が産地のブランドとして、作付面積(基幹作)の拡大を図り、日野の宝として定着を図る必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	日野菜作付面積 (基幹作・二毛作)	目標	6.5ha	3.0ha	4.0ha	6.0ha
		実績	2.4ha	2.4ha	1.5ha	—
内 容	日野菜(二毛作)の生産面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者:水田で日野菜を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件:二毛作は主食用米、麦あとの作付に限る。GI認証を受けた日野菜で、ほ場の排水対策、ほ場条件の改善(明渠、暗渠、高畦栽培、心土破碎のいずれか)に取り組むこと。					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書等により交付対象面積を集計					
備考	支援年限 令和8年度 必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	4
使途名	加工用米等促進助成(基幹作)					
対象作物	加工用米・新市場開拓用米(基幹作)					
単 価	4,0000円/10a (追加配分に応じて追加額10,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	R6年度加工用米の作付面積は47.0haと、ほぼ前年割れとなった。主食用米の需給調整や価格の安定、水田の有効活用を図るためにも、引き続き加工用米の作付推進を行う必要がある。 特に当町は、稲作に特化した生産構造にあって、平成30年度以降の米政策の見直しにより、加工用米等生産の取り組みが減少している。その結果、主食用米が増加してきていることから、主食用米からの転換を促すため、産地交付金等を活用し、収益力向上に資する技術の導入により、水田経営の効率化・高収益化を図り、主食用米と非主食用米の手取り格差の改善を図っていく。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	加工用米等 生産面積 (基幹作)	目標	75.0ha	50.0ha	55.0ha	60.0ha
		実績	55.7ha	47.0ha	20.6ha	—
内 容	加工用米等出荷契約数量を地域の基準単収(515kg/10a)より算出した面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者:水田で加工用米等を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件:需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。加工用米等を実需者等と出荷契約に基づき出荷を行うこと。肥料の低減化、側条施肥、農薬の低減化、温湯種子消毒、農薬の田植同時処理のうち二つ以上の項目に取り組むこと。					
取組の 確認方法	○助成対象者:需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの 情報提供に基づき、届出していることを確認する。 ○対象面積:近畿農政局長からの情報提供により確認 ○肥料の低減化、農薬の低減化:取組内容申出書、資材購入伝票等により確認。 ○令和9年3月中に、以下の方法で確認する。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書等により交付対象面積を集計					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	5
使途名	麦生産振興助成(基幹作)					
対象作物	麦 (基幹作)					
単 価	3,000円/10a (追加配分に応じて追加額7,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	当町の麦の生産の現状は、日野町の基準単収に満たない生産者が全体の50.0%を超えており、未達の状況が続いている。品質の低下につながり、生産所得が安定しない状況から、排水対策を重点に徹底した基本技術の励行と実践および面積集積による合理的な作業体系により、生産の安定化および生産の低コストを図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	小麦の平均単収	目標	—	250kg/10a	270kg/10a	300kg/10a
		実績	248kg/10a	214kg/10a	227kg/10a	—
内 容	麦の生産において、生産性および品質の向上をはかるため、取り組み技術要件の内3つ以上の取り組みがあること。					
具体的要件	○助成対象者:水田で麦を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田、かつ畑作物の直接支払交付金の対象となる水田に限る。 ○助成要件:収量確保と品質向上に向けた取り組み技術(①弾丸暗渠の施工、②排水溝(額縁明渠)の設置、③土づくりの実施(石灰資材、堆肥等有機物の施用)、④耕起施肥播種同時作業技術、⑤赤カビ病防除の実施、⑥高度施肥管理(スマート農業技術による施肥)⑦団地化率70%以上)のうち、②を必須とし、その他に2つ以上の取り組みがあること。					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ○助成要件: ・出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しや農産物検査結果通知書等生産数量が確認できる書類により確認する。 ・取組技術を実施した作業日誌や作業委託、薬剤購入伝票等により確認する。 ○令和7年3月中に、以下の方法で確認する。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類。					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書等による交付対象面積につき成果(単収)を確認					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	6
使途名	大豆基幹作助成					
対象作物	大豆(基幹作)					
単 価	7,000円/10a (追加配分に応じて追加額3,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	需要に応じた生産を進めるために主食用米からの転換を図る必要がある。また、近年の健康志向の高まりから国産大豆の安定した生産、供給が求められている					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	単作大豆 作付面積	目標	—	—	—	17ha
		実績	—	—	—	—
内 容	水田の有効活用及び、主食用米の需要に応じた生産に向けて大豆の作付け面積の拡大を図るために、単作大豆の作付けに対して助成する。					
具体的要件	○助成対象者:水田で大豆(基幹作)を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成要件単作大豆の作付けを行っていること。 単作大豆とは、当年度において大豆作付けほ場から収穫、出荷販売する作物(大豆の前後に作付けする地力増進作物は除く)が当該大豆のみであるものを指す。					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ○助成要件: ・現地確認により確認					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・現地確認等により交付対象面積を集計					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	7
使途名	大豆二毛作助成					
対象作物	大豆(二毛作)					
単 価	7,000円/10a (追加配分に応じて追加額3,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	麦後大豆の取り組み面積は、播種時期が梅雨と重なるため、発芽不良や良質な大豆生産に結びついておらず、麦後水田利用率も令和4年産が59.3%と低い。このことから、二毛作として作付けられる大豆について、生産性および品質の向上と麦後水田の高度利用率を高めるため取り組みをすすめる。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	大豆作付面積 (二毛作)	目標	100.0ha	105.0ha	110.0ha	115.0ha
		実績	85.0ha	90.2ha	93.5ha	—
	麦後水田利用率	目標	71.5%	73.0%	75.0%	75.0%
		実績	71.0%	65.7%	69.00%	—
内 容	二毛作として作付けられた大豆について、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者:水田で大豆(二毛作)を作付けする販売農家または営農組織 ○対象農地:経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○助成要件:麦の作付水田後で大豆(二毛作)を作付けする					
取組の 確認方法	○助成対象者:営農計画書により確認 ○対象農地および助成対象作物の確認: ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ○助成要件: ・現地確認により確認					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・現地確認等により交付対象面積を集計					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	日野町農業再生協議会				整理番号	8
使途名	地力増進作物助成					
対象作物	地力増進作物(ヘアリーベッチ・レンゲ・コスモス・クローバー)					
単 価	3,000円/10a (追加配分額に応じて追加額1,000円/10aを上限に単価調整する。)					
課 題	水田は農業生産の基盤であることから、土づくりに取り組む必要がある。また、畑作物の生産拡大が困難な当町では水稻が中心となるため、後作の作物生産における有機栽培への取り組みや、低コスト生産への取り組みを進める。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地力増進作物 作付面積	目標	2.0ha	2.7ha	3.0ha	3.3ha
		実績	2.0ha	2.8ha	0ha	—
内 容	後作の作物生産において、有機栽培や低コスト生産に向けた取り組みに対して作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○助成対象者 : 対象作物の作付を行う農業者または営農組織 ○対象農地 : 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 ○取組の要件: 実施要綱Ⅳ第2の1の(9)を満たすこと。適期播種、適切な肥培管理、鋤き込みを行うこと。同一圃場への連続支援は行わない。後作の作物生産において有機栽培や低コスト生産に取り組むこと。					
取組の 確認方法	○助成対象者 : 営農計画書により確認 ○対象農地 : 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ○対象面積 : 営農計画書、現地確認により確認 ○適切な生産であることの確認 : 種子購入伝票、作業日誌等					
成果等の 確認方法	○令和9年1月中に、以下の方法で確認する。 ・営農計画書・現地確認等により交付対象面積を集計					
備考	支援年限 令和11年度 必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

**産地交付金「加工用米等促進助成」(地域設定・整理番号4)
に係る取組内容申出書兼誓約書**

申請年月日	令和8年 5月 31日
交付申請者氏名	
住 所	滋賀県 蒲生郡 日野町
交付申請者管理コード	

産地交付金「加工用米等促進助成」(地域設定・整理番号4)の交付を受けたいので、下記のとおり取組内容を申出ます。
また、「申出に関する誓約事項」について誓約します。

記

交付対象作物	取組予定面積 (㎡)	取組内容(該当する項目にチェックを入れる)
加工用米		☐ 肥料の低減化 ☐ 側条施肥 ☐ 農薬の低減化 ☐ 温湯種子消毒 ☐ 農薬の田植同時処理
新市場開拓用米		☐ 肥料の低減化 ☐ 側条施肥 ☐ 農薬の低減化 ☐ 温湯種子消毒 ☐ 農薬の田植同時処理
飼料用米		☐ 肥料の低減化 ☐ 側条施肥 ☐ 農薬の低減化 ☐ 温湯種子消毒 ☐ 農薬の田植同時処理
WCS用稲		☐ 肥料の低減化 ☐ 側条施肥 ☐ 農薬の低減化 ☐ 温湯種子消毒 ☐ 農薬の田植同時処理

「申出に関する誓約事項」

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、近畿農政局等から求められた場合には、それに応じます
- 2 関連する証拠書類(栽培管理日誌、写真等)を5年間保存し、近畿農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 3 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - (1)取組内容について、虚偽の内容を申出したことが判明した場合
 - (2)正当な理由なく、当該交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3)交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない(捨てづくり)ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - (4)近畿農政局等による立入調査や確認に必要な書類の提出を拒む場合

日野町農業再生協議会 会員名簿

令和 8 年 4 月 2 7 日現在

機 関	人数	所 属 団 体	役 職	氏 名
町	2	日野町役場	町長	堀江 和博
		〃	農林課長	奥野 彰久
J A	3	グリーン近江農業協同組合	理事	岡 伊佐夫
		グリーン近江農業協同組合 日野営農振興センター	センター長	高橋 一喜
		グリーン近江農業協同組合 日野営農振興センター	係長	辻澤 勝
農業委員会	1	日野町農業委員会	会長	加納 文弘
農業共済組合	1	滋賀県農業共済組合	東部支所長	西田 比左夫
土地改良区	1	日野川流域土地改良区	総務課長	池元 太郎
農業者代表	3	集落農業組合（日野東支店管内）	鎌掛 2 区	福本 勇
		集落農業組合（日野西出張所管内）	十禅師	久村 重次
		集落農業組合（日野北支店管内）	杉	横山 康弘
集落営農型経営体	1	法人連絡協議会	地域代表	中西 由美
地域担い手農業者	1	認定農業者		森岡 市蔵
オブザーバー	2	近畿農政局滋賀県拠点	総括農政業務管理官	岡本 一茂
		近畿農政局滋賀県拠点	主任農政推進官	村北 巧
		東近江農業農村振興事務所農産普及課	技師	藤原 太羅
事務局員	4	日野町農業再生協議会	事務局長	奥野 正巳
		グリーン近江農業協同組合 日野営農振興センター		村井 靖史
		日野町役場 農林課	主任主事	中河 智徳
		日野町農業再生協議会	職員	北落 小百合